

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和3年3月18日(2021.3.18)

【公開番号】特開2021-12701(P2021-12701A)

【公開日】令和3年2月4日(2021.2.4)

【年通号数】公開・登録公報2021-005

【出願番号】特願2020-149158(P2020-149158)

【国際特許分類】

G 06 F 1/18 (2006.01)

G 06 F 1/16 (2006.01)

H 05 K 1/02 (2006.01)

【F I】

G 06 F 1/18 G

G 06 F 1/16 3 1 2 R

G 06 F 1/16 3 1 2 E

G 06 F 1/16 3 1 2 G

G 06 F 1/16 3 1 2 Q

G 06 F 1/18 C

H 05 K 1/02 A

【手続補正書】

【提出日】令和3年1月6日(2021.1.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電子デバイスのためのカバーであって、

第1の部分及び第2の部分を有する本体であって、前記本体は、前記第1の部分と前記第2の部分との間の曲げ軸に沿って折り曲がり、前記本体は、外面を有する、本体と、前記本体の前記第1の部分上のキーボードと、

前記本体の前記第2の部分上のコネクタであって、前記コネクタは、前記本体の前記外面に位置する、コネクタと、

前記曲げ軸と交わり、前記キーボードを前記コネクタに結合するフレキシブル信号経路と、

を備えるカバー。

【請求項2】

請求項1に記載のカバーであって、前記本体は、前記曲げ軸に平行な第1の追加の曲げ軸及び第2の追加の曲げ軸に沿って折り曲がり、前記第1の追加の曲げ軸は、前記曲げ軸と前記第2の追加の曲げ軸との間にあり、前記カバーは、前記カバーが前記電子デバイスを支え前記電子デバイスに接続するスタンド位置に構成可能であり、前記カバーが前記スタンド位置である場合に、前記カバーは、前記曲げ軸で開かれ、前記第1の追加の曲げ軸及び前記第2の追加の曲げ軸で折り曲げられる、カバー。

【請求項3】

請求項1に記載のカバーであって、前記フレキシブル信号経路は、ファブリックを備え、前記フレキシブル信号経路は、前記ファブリック上の金属の層を備える、カバー。

【請求項4】

請求項 3 に記載のカバーであって、前記金属の層は、金属配線を形成するようにパテーニングされている、カバー。

【請求項 5】

請求項 4 に記載のカバーであって、前記コネクタは、第 1 の接点と、第 2 の接点と、第 3 の接点とを備え、前記金属配線は、前記第 1 の接点に結合された第 1 の金属配線と、前記第 2 の接点に結合された第 2 の金属配線と、前記第 3 の接点に結合された第 3 の金属配線とを備える、カバー。

【請求項 6】

請求項 1 に記載のカバーであって、前記キーボードは、プリント回路と、前記プリント回路上のキースイッチのアレイとを備える、カバー。

【請求項 7】

請求項 6 に記載のカバーであって、前記プリント回路は、互いに反対側にある上面及び下面を有し、前記上面に前記キースイッチが位置し、前記下面に電気接点が位置し、前記カバーは、

前記電気接点を前記フレキシブル信号経路に結合する導電性接着剤をさらに備える、カバー。

【請求項 8】

請求項 7 に記載のカバーであって、前記導電性接着剤を少なくとも部分的に囲む絶縁性接着剤をさらに備える、カバー。

【請求項 9】

請求項 7 に記載のカバーであって、前記キースイッチのアレイに重なるファブリック層をさらに備える、カバー。

【請求項 10】

請求項 1 に記載のカバーであって、前記本体は、追加の曲げ軸に沿って折り曲がり、前記フレキシブル信号経路は、前記追加の曲げ軸と交わる、カバー。

【請求項 11】

タブレットコンピュータのためのカバーであって、
フレキシブルヒンジによって分離された第 1 の部分及び第 2 の部分を有する筐体と、
前記第 1 の部分にあるキーボードと、
前記第 2 の部分にある補強材と、
前記筐体の外面上の電気接点と、
前記フレキシブルヒンジ及び前記補強材に重なる導電性信号経路と、を備え、
前記導電性信号経路は、前記キーボードに結合された第 1 の端部と、前記電気接点に結合された第 2 の端部とを有する、カバー。

【請求項 12】

請求項 11 に記載のカバーであって、
第 1 の追加のフレキシブルヒンジ及び第 2 の追加のフレキシブルヒンジと、
第 1 の追加の補強材及び第 2 の追加の補強材と、をさらに備え、
前記フレキシブルヒンジ、前記第 1 の追加のフレキシブルヒンジ及び前記第 2 の追加のフレキシブルヒンジは、前記第 2 の部分において前記補強材、前記第 1 の追加の補強材及び前記第 2 の追加の補強材とともに散在する、カバー。

【請求項 13】

請求項 11 に記載のカバーであって、前記導電性信号経路は、ファブリック構造上の金属層を備える、カバー。

【請求項 14】

請求項 13 に記載のカバーであって、前記金属層は、前記ファブリック構造の開口を貫通する、カバー。

【請求項 15】

請求項 11 に記載のカバーであって、前記フレキシブルヒンジは、前記筐体が曲げ軸の周りで折り曲がることを可能にし、前記導電性信号経路は、前記曲げ軸に直交する、カバー

一。

【請求項 1 6】

電子デバイスのためのカバーであって、
曲げ軸に沿って折り曲がる筐体と、
前記筐体の外面上の複数の電気接点と、
キー ボードと、
前記キー ボードを覆う第 1 のファブリック層と、
前記曲げ軸と交わる第 2 のファブリック層であって、前記キー ボードと前記複数の電気接点との間に結合された金属配線を含む第 2 のファブリック層と、
を備えるカバー。

【請求項 1 7】

請求項 1 6 に記載のカバーであって、前記筐体は、第 1 の追加の曲げ軸及び第 2 の追加の曲げ軸に沿って折り曲がり、前記第 2 のファブリック層は、前記第 1 の追加の曲げ軸及び前記第 2 の追加の曲げ軸と交わる、カバー。

【請求項 1 8】

請求項 1 6 に記載のカバーであって、前記第 2 のファブリック層は、織られたファブリックを備え、前記金属配線は、パターニングされた金属の層から形成される、カバー。

【請求項 1 9】

請求項 1 6 に記載のカバーであって、前記キー ボードは、前記金属配線に結合された電気接点を有するプリント回路を備える、カバー。

【請求項 2 0】

請求項 1 9 に記載のカバーであって、前記電気接点を前記金属配線に結合する導電性接着剤をさらに備える、カバー。